

## 半田市議会傍聴規則（抜粋）

（傍聴席に入ることができない者）

第六条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他危険な物を持っている者
  - 二 ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
  - 三 酒気を帯びていると認められる者
  - 四 その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情があると認められる者
- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第七条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛にすること。
- 二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- 三 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の制限）

第八条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等を行う場合は、議長の許可を得て行うことができる。

（傍聴人の退場）

第九条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

（係員の指示）

第十条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第十一条 法第三百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。